

休職者の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第11号

休職者の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(休職者の給与に関する規則の一部改正)

第1条 休職者の給与に関する規則(昭和39年岩手県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給割合)</p> <p>第2条 給与条例第43条第5項の規定に該当する場合(職員の休職の事由に関する条例(昭和27年岩手県条例第23号。以下「休職条例」という。)第2条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合を除く。)及び給与等条例第33条第5項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 休職条例第2条第1項第4号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が公務上の災害若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の災害又は<u>地方公務員災害補償法</u>第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害を含む。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第2条 給与条例第43条第5項の規定に該当する場合(職員の休職の事由に関する条例(昭和27年岩手県条例第23号。以下「休職条例」という。)第2条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合を除く。)及び給与等条例第33条第5項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 休職条例第2条第1項第4号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が公務上の災害若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の災害又は<u>同法</u>第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害を含む。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体若しくは<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)</u>第10条第2項に規定する退職派遣者の同条第1項に規定する<u>特定法人</u>において就いていた業務に係る業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該派遣先団体又は<u>特定法人</u>において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第2条 農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 前条の要件は、月の初日から末日までの間において、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第3条第1項に規定する週休日並びに条例第31条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、条例第41条の3第1項（病虫害防除に係る職員を除く農業及び農村生活関係の者にあつては、助長法第8条第2項）に掲げる事務（以下「普及事務」という。）に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していることとする。</p>	<p>第3条 前条の要件は、月の初日から末日までの間において、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第3条第1項に規定する週休日並びに条例第31条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、条例第41条の3第1項（病虫害防除に係る職員を除く農業及び農村生活関係の者にあつては、助長法第8条第2項）に掲げる事務（以下「普及事務」という。）に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の同条第1項に規定する特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していることとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第8 休職期間等換算表（第43条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>備考 外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手</p>	<p>別表第8 休職期間等換算表（第43条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>備考 外国派遣職員並びに公益的法人等派遣職員（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手</p>

条例第67号。以下「公益的法人等派遣条例」という。

）第3条第1号に規定する派遣職員をいう。）に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務及び公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）を公務とみなす。

県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員をいう。）及び退職派遣者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者をいう。）に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務並びに同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体及び同法第10条第1項に規定する特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）を公務とみなす。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。